

「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務（以下「本業務」という。）の受注事業者等を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務概要

(1) 件名

「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務

(2) 業務内容

「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務仕様書による

(3) 業務の目的

本業務は、子どもの誕生を心から祝福し、歓迎する想いを届けるメッセージ事業として実施する、「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」において、生まれてきてくれてありがとう、産んでくれてありがとう、ようこそ指宿へという想いを込めて贈呈する記念品（おむつポーチ）を制作することを目的とする。

(4) 納入期限

1回目：令和8年6月26日（金）／2回目：令和8年9月30日（水）

2 提案上限額

1個あたり 6,000円以内（消費税及び地方消費税を含まない）

(1) 上記金額には、業務履行に際して必要となる一切の経費を含むものとする。

(2) 年間制作個数は200個を予定している。

(3) 本業務の上限額はプロポーザルのために設定したものであり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、審査は書面審査及びヒアリング審査により優先交渉権者及び次点の者をそれぞれ1者選定する。

なお、発注先の選定は非公開で行われ、審査の経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

4 担当部局（書類等の提出先・問い合わせ先）

指宿市こども課こども保育係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

電話 0993-22-2111（内線2272） 電子メール kodomo@city.ibusuki.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルの応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は個人でないこと。
- (3) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (4) 本プロポーザル実施の告示の日から納入候補者を選定するまでの間に、官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者でないこと。
- (6) 指宿市暴力団排除条例（平成 24 年指宿市条例第 21 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する者ではないこと。
- (7) 法人又は団体の場合は、本市内に本店（主たる事務所）を有していること。
- (8) 個人の場合は、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (9) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (10) 本業務の実施にあたり、本市の要求に応じて即時に対応可能な体制を整えていること。

6 スケジュール（予定）

No.	項目	期間等	備考
1	参加募集開始	令和 8 年 4 月 21 日（火）から	市ホームページ
2	質問書受付期限	令和 8 年 4 月 28 日（火）16 時まで	電子メール
3	質問書に対する回答	令和 8 年 4 月 30 日（木）	市ホームページ
4	参加表明書提出期限	令和 8 年 5 月 8 日（金）16 時まで	持参又は郵送
5	企画提案書等提出期限	令和 8 年 5 月 14 日（木）16 時まで	持参又は郵送
6	ヒアリング審査	令和 8 年 5 月 19 日（火）	指宿市役所
7	審査結果の通知	令和 8 年 5 月下旬	市ホームページ 及び書面通知
8	契約締結	令和 8 年 5 月下旬予定	書面により締結

7 提出書類・提出期限等

次の(1)～(3)のとおり、「4 担当部局」へ提出すること（指宿市役所の閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く。）。

(1) 実施要領及び仕様書に関する質問書に係る提出書類

企画提案書等の作成について質問がある場合は、実施要領及び仕様書に関する質問書（様式第 1 号）の内容欄に簡潔に記載し、次のとおり提出すること。

No.	書類	部数	様式	提出期限
①	実施要領及び仕様書に関する質問書	1 部	第 1 号	令和 8 年 4 月 28 日（火） 16 時必着

① 提出方法

- ・メールにて提出（「4 担当部局」のメールアドレスのとおり）
- ・メールの件名は、必ず「【●●】「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係

る記念品制作業務質問書」とすること。

※「●●」には事業者名（個人の場合は屋号又は個人名）を記載すること。

- ・質問書送信後は、「4 担当部局」に記載の電話番号まで連絡すること。なお、指宿市役所開庁日の9時から16時以外に送信した場合は、直近の開庁日の9時から16時までに連絡すること。

② 質問への回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ回答することとし、質問者の会社名等を伏せ、令和8年4月30日（木）に指宿市公式ホームページ（当該プロポーザル公告ページ）に掲載する。

③ 留意事項

- ・窓口や電話など口頭での質問は受け付けない。
- ・実施要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

(2) 参加表明書等に係る提出書類

本業務におけるプロポーザルへ参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ただし、参加表明書等の提出日において、「令和8・9年度 指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されている者については、No.④～⑦の提出は不要とする。

No.	書類	部数	様式	提出期限
①	参加表明書	1部	第2号	令和8年5月8日（金） 16時必着
②	誓約書	1部	第3号	
③	会社概要 ※法人のみ提出	1部	第4号	
④	履歴事項全部証明書 ※法人のみ提出	1部	—	
⑤	直近の財務諸表 （貸借対照表・損益計算書など） ※当該書類がない場合は、⑥を提出すること。	1部	—	
⑥	直近の確定申告書の写し ※「⑤直近の財務諸表」が提出できない場合のみ提出 ※創業間もない等の理由により上記書類を提出できない場合は、直近の所得・課税証明書を提出すること。	1部	—	
⑦	指宿市の市税等について滞納がないことの証明書（募集開始日以後に発行されたもの）	1部	—	

① 提出方法

- ・郵送又は持参により提出すること。
- ・「4 担当部局」に記載のメールアドレスにも、郵送又は持参する旨を連絡すること。
- ・メールの件名は、必ず「【●●】「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務に関する参加表明書等の提出」とし、郵送の場合は郵送日、持参の場合は「4 担当部局」への持参日及び持参者を記載すること。
※「●●」には事業者名（個人の場合は屋号又は個人名）を記載すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認ができる郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。なお、郵送の場合は電話又はメールにて到着確認を行うこと。
- ・持参の場合の提出可能時間は、指宿市役所開庁日の9時から16時までとする。

② 留意事項

- ・提出書類や参加資格に不備等が見受けられる場合は、「4 担当部局」より連絡が来る場合がある。
- ・参加表明書等の提出を行った者は、「(3)企画提案書の作成要領・提出書類」に基づき企画提案書等一式を提出すること

(3) 企画提案書の作成要領・提出書類

本業務のプロポーザル参加資格を有する者は、次のとおり必要書類等を提出すること。

No.	書類	部数 個数	様式	提出期限
①	企画提案書表紙（正本用）	1部	第5号	令和8年5月14日（木） 16時まで
②	企画提案書表紙（副本用）	6部	第6号	
③	企画提案書	7部	第7号	

① 提出方法

- ・「(2) 参加表明書等に係る提出書類」の「① 提出方法」と同様だが、メールの件名は、必ず「【●●】「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念品制作業務に関する企画提案書等の提出」とする。

② 留意事項

- ・提案者名等応募者が類推又は特定できる表現は用いないこと。
- ・文字は12ポイント以上とし、指定及び任意様式等はすべてA4サイズとすること。
- ・様式の枠内に文字等が収まらない場合は、枠を広げたりページ数が増えても良いが、わかりやすくすること。
- ・提案上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

8 参加の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、令和8年5月14日（木）16時までに「4 担当部局」へ郵送又は持参にて提出すること。

9 審査

(1) 審査及び評価

公正かつ客観的に行うため、「指宿市こんにちは赤ちゃん～ようこそ指宿へ～」に係る記念

品制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、ヒアリング審査を行う。

(2) 審査及び評価基準

「11 審査及び評価基準」のとおり

(3) 優先交渉権者及び次点の選定

審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の提案書等を提出した者を優先交渉権者として選定し、2番目に得点が高かった者を次点の者として選定する。

ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においては、この限りでない。

(4) ヒアリング審査

ヒアリング審査では、事業者ごとに、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案の資料や追加資料の配布は認めない。

ただし、これらを踏まえて、パソコン及びプロジェクターによるパワーポイント等でのプレゼンテーションは可能とする。

※なお、プロジェクターに投影する資料等については、企画提案書に記載された内容から逸脱しないものとする。

① 日 時 令和8年5月19日（火）

② 場 所 指宿市役所 北側別館 講堂（住所：鹿児島県指宿市十町 2424 番地）

③ 説 明 者 2名以内（パソコン等の操作者含むすべての人数）

④ 説明時間

・説明者によるプレゼンテーション 15分以内

・審査委員会の委員による質疑応答 15分程度

※開始時間等の詳細については、別途通知する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月下旬を予定とし、選定者を指宿市公式ホームページ（当該プロポーザル公告ページ）での掲載及び書面にて通知する予定である。

なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。

また、審査の過程や結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 業務の発注

本業務の発注について、優先交渉権者と契約の交渉を行うものとする。

ただし、優先交渉権者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉をするものとする。

本業務の契約金額単価については、本市の算定した提案上限額以内とし、随意契約により物品納入契約を締結する予定とする。

(7) 参加事業者が1者であった場合についても、ヒアリング審査を行い、審査基準を満たす評点を得られれば、当該事業者を選定することとする。

(8) 参加事業者が多数の場合は、この限りでない。

(9) 審査は非公開とする。

10 留意事項

(1) 本プロポーザルに関する提出物作成など、応募に要した費用は、理由の有無を問わず応募

- 者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、理由の有無を問わず返却しない。
 - (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
 - (4) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の提出期限以後の差替え、追加、削除等は一切認めない。
 - (5) 無効又は失格となる場合は、次のとおりとする。
 - ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 提出書類の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの又は虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 本プロポーザルに関して審査委員会委員との接触があったもの。
 - ⑥ 参考見積書の積算金額が、提案上限額を超えているもの。
 - (6) 提出に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
 - (7) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する審査、説明、報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用や複製できるものとする。
 - (8) 提出された書類は、提出者の正当な利益が害されるおそれがあることから、提出者の許諾無しに情報公開等の開示をしない。
 - (9) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合は、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。
 - (10) その他、本市からの指示等に従うこと。

11 審査及び評価基準

審査項目		審査の視点	配点
企画提案 (60点)	デザイン性	指宿らしさの感じられるものとなっているか。	30点
	実用性 機能性	仕様書に示したおむつ等が収まるサイズとなっているか、使いやすいか。	15点
	安全性	素材の安全性, 形状(パーツ)の安全性, 衛生・清潔の安全性	15点
実施体制 (40点)	過去の実績	類似製品や乳幼児向け製品の制作実績はあるか。	10点
	スケジュール管理 検品体制	安定した供給体制が確保されているか, 検品フローは整っているか。	10点
	域内循環性	主な制作工程が指宿市内において実施されているか。	20点
合 計			100点

【審査項目の採点方法】

採点基準	評価点
優れている	配点×100%
やや優れている	配点×80%
標準	配点×60%
やや劣っている	配点×40%
劣っている	配点×20%